

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件

○厚生労働告示第三百三十四号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一号）の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 14</p> <p>ページ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法</p> <p>ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1，4-ジオキサン、シス-1，2-ジクロロエチレン及びトランス-1，2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokジクロロメタン並びにブromokホルムである。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p><u>(4) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)</u></p> <p><u>(5)~(9) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 試料の採取及び保存</p> <p>試料は、精製水で洗浄したねじ口瓶に泡立てないように採取し、pH 値が約 2 となるように塩酸 (1+10) を試料 10ml につき 1 滴程度加え、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24 時間以内に試験する。</p> <p>なお、残留塩素が含まれている場合には、アスコルビン酸ナトリウム 0.01~0.02 g <u>を加え、又は試料 1 L につきチオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%) 1~2 ml を加える。</u></p> <p>4~7 (略)</p>	<p>別表第 14</p> <p>ページ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法</p> <p>ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1，4-ジオキサン、シス-1，2-ジクロロエチレン及びトランス-1，2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokジクロロメタン並びにブromokホルムである。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)~(8) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 試料の採取及び保存</p> <p>試料は、精製水で洗浄したねじ口瓶に泡立てないように採取し、pH 値が約 2 となるように塩酸 (1+10) を試料 10ml につき 1 滴程度加え、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24 時間以内に試験する。</p> <p>なお、残留塩素が含まれている場合には、アスコルビン酸ナトリウム 0.01~0.02 g を加える。</p> <p>4~7 (略)</p>
<p>別表第 15</p> <p>ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法</p> <p>ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1，4-ジオキサン、</p>	<p>別表第 15</p> <p>ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法</p> <p>ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1，4-ジオキサン、</p>

シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン並びにブロモホルムである。

1 試薬

(1)~(3) (略)

(4) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)

(5) (略)

(6) メチルアルコール

別表第14の1(5)の例による。

(7)・(8) (略)

(9) 揮発性有機化合物標準原液

別表第14の1(8)の例による。

(10) 揮発性有機化合物混合標準液

別表第14の1(9)の例による。

2~7 (略)

別表第17

溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(3) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)

(4)~(14) (略)

2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したねじ口瓶に泡立てないように採水し、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷蔵保存し、72時間以内に試験する。

シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン並びにブロモホルムである。

1 試薬

(1)~(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) メチルアルコール

別表第14の1(4)の例による。

(6)・(7) (略)

(8) 揮発性有機化合物標準原液

別表第14の1(7)の例による。

(9) 揮発性有機化合物混合標準液

別表第14の1(8)の例による。

2~7 (略)

別表第17

溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(新規)

(3)~(13) (略)

2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したねじ口瓶に泡立てないように採水し、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷蔵保存し、72時間以内に試験する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、アスコルビン酸ナトリウム 0.01～0.02g を加え、又は試料 1 L につきチオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%) 1～2ml を加える。

4～7 (略)

別表第 17 の 2

液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(3) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)

(4) tert-ブチル—メチルエーテル
別表第 17 の 1(7)の例による。

(5) メチルアルコール
別表第 17 の 1(9)の例による。

(6) (略)

(7) クロロ酢酸標準原液、ジクロロ酢酸標準原液及びトリクロロ酢酸標準原液
別表第 17 の 1(13)の例による。

(8) ハロ酢酸混合標準液
別表第 17 の 1(14)の例による。

2～7 (略)

別表第 19

溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、ホルムアルデヒドである。

1・2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水及びアセトンで洗浄したガラス瓶に採取し、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場

なお、残留塩素が含まれている場合には、アスコルビン酸ナトリウムを 0.01～0.02g 加える。

4～7 (略)

別表第 17 の 2

液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(新規)

(3) tert-ブチル—メチルエーテル
別表第 17 の 1(6)の例による。

(4) メチルアルコール
別表第 17 の 1(8)の例による。

(5) (略)

(6) クロロ酢酸標準原液、ジクロロ酢酸標準原液及びトリクロロ酢酸標準原液
別表第 17 の 1(12)の例による。

(7) ハロ酢酸混合標準液
別表第 17 の 1(13)の例による。

2～7 (略)

別表第 19

溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、ホルムアルデヒドである。

1・2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水及びアセトンで洗浄したガラス瓶に採取し、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場

合は、冷蔵保存し、72 時間以内に試験する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、試料 1 L につきチオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%) 1~2ml を加える。

4~7 (略)

別表第 25

ページ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールである。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(3) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)

(4)~(8) (略)

2~7 (略)

別表第 26

ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールである。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(3) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)

(4) (略)

(5) メチルアルコール

別表第 25 の 1(4) の例による。

(6) 内部標準原液

別表第 25 の 1(5) の例による。

(7) 内部標準液

別表第 25 の 1(6) の例による。

(8) ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオール標準原液

別表第 25 の 1(7) の例による。

合は、冷蔵保存し、72 時間以内に試験する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%) 0.1~0.2ml を加える。

4~7 (略)

別表第 25

ページ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールである。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(新規)

(3)~(7) (略)

2~7 (略)

別表第 26

ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールである。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(新規)

(3) (略)

(4) メチルアルコール

別表第 25 の 1(3) の例による。

(5) 内部標準原液

別表第 25 の 1(4) の例による。

(6) 内部標準液

別表第 25 の 1(5) の例による。

(7) ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオール標準原液

別表第 25 の 1(6) の例による。

(9) ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール標準液
別表第 25 の 1(8) の例による。

2～7 (略)

別表第 27

固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールである。

1 試薬

(1)～(3) (略)

(4) メチルアルコール

別表第 25 の 1(4) の例による。

(5) (略)

(6) 内部標準原液

別表第 25 の 1(5) の例による。

(7) (略)

(8) ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール標準原液

別表第 25 の 1(7) の例による。

(9) ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール標準液

別表第 25 の 1(8) の例による。

この溶液 1 ml は、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールをそれぞれ 0.001mg 含む。

2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したねじ口瓶に泡立てないように採水し、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷蔵保存し、72 時間以内に試験する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、アスコルビン酸ナトリウム 0.01～0.02 g を加える。

4～7 (略)

(8) ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール標準液
別表第 25 の 1(7) の例による。

2～7 (略)

別表第 27

固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールである。

1 試薬

(1)～(3) (略)

(4) メチルアルコール

別表第 25 の 1(3) の例による。

(5) (略)

(6) 内部標準原液

別表第 25 の 1(4) の例による。

(7) (略)

(8) ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール標準原液

別表第 25 の 1(6) の例による。

(9) ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール標準液

別表第 25 の 1(7) の例による。

この溶液 1 ml は、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールをそれぞれ 0.001mg 含む。

2 (略)

3 試料の採取及び保存

別表第 17 の 3 の例による。

4～7 (略)

別表第 27 の 2

固相マイクロ抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び 2—メチルイソボルネオールである。

1 試薬

- (1)・(2) (略)
- (3) 塩化ナトリウム
別表第 26 の 1(4) の例による。
- (4) メチルアルコール
別表第 25 の 1(4) の例による。
- (5) 内部標準原液
別表第 25 の 1(5) の例による。
- (6) 内部標準液
別表第 25 の 1(6) の例による。
- (7) ジェオスミン及び 2—メチルイソボルネオール標準原液
別表第 25 の 1(7) の例による。
- (8) ジェオスミン及び 2—メチルイソボルネオール標準液
別表第 25 の 1(8) の例による。

2 (略)

3 試料の採取及び保存

別表第 27 の 3 の例による。

4～7 (略)

別表第 28

固相抽出—吸光光度法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

1 試薬

- (1)・(2) (略)
- (3) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)
- (4)～(12) (略)

2 (略)

別表第 27 の 2

固相マイクロ抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び 2—メチルイソボルネオールである。

1 試薬

- (1)・(2) (略)
- (3) 塩化ナトリウム
別表第 26 の 1(3) の例による。
- (4) メチルアルコール
別表第 25 の 1(3) の例による。
- (5) 内部標準原液
別表第 25 の 1(4) の例による。
- (6) 内部標準液
別表第 25 の 1(5) の例による。
- (7) ジェオスミン及び 2—メチルイソボルネオール標準原液
別表第 25 の 1(6) の例による。
- (8) ジェオスミン及び 2—メチルイソボルネオール標準液
別表第 25 の 1(7) の例による。

2 (略)

3 試料の採取及び保存

別表第 17 の 3 の例による。

4～7 (略)

別表第 28

固相抽出—吸光光度法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

1 試薬

- (1)・(2) (略)
- (新規)
- (3)～(11) (略)

2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、72 時間以内に試験する。

なお、残留塩素を含む場合は、試料 1 Lにつき、亜硫酸水素ナトリウム溶液 (1 w / v %) 1 ml 又はチオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3 w / v %) 1 ~ 2 ml を加える。

4 ~ 7 (略)

別表第 28 の 2

固相抽出—高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(3) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3 w / v %)

(4) メチルアルコール

別表第 28 の 1(4)の例による。

(5) (略)

(6) 窒素ガス

別表第 28 の 1(5)の例による。

(7) トルエン

別表第 28 の 1(6)の例による。

(8) チオシアノコバルト(II)酸アンモニウム溶液

別表第 28 の 1(7)の例による。

(9)・(10) (略)

(11) PAR 溶液

別表第 28 の 1(10)の例による。

(12) 非イオン界面活性剤標準原液

別表第 28 の 1(11)の例による。

(13) 非イオン界面活性剤標準液

別表第 28 の 1(12)の例による。

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、72 時間以内に試験する。

なお、残留塩素を含む場合は、亜硫酸水素ナトリウム溶液 (1 w / v %) 1 ml を加える。

4 ~ 7 (略)

別表第 28 の 2

固相抽出—高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(新規)

(3) メチルアルコール

別表第 28 の 1(3)の例による。

(4) (略)

(5) 窒素ガス

別表第 28 の 1(4)の例による。

(6) トルエン

別表第 28 の 1(5)の例による。

(7) チオシアノコバルト(II)酸アンモニウム溶液

別表第 28 の 1(6)の例による。

(8)・(9) (略)

(10) PAR 溶液

別表第 28 の 1(9)の例による。

(11) 非イオン界面活性剤標準原液

別表第 28 の 1(10)の例による。

(12) 非イオン界面活性剤標準液

別表第 28 の 1(11)の例による。

2～7 (略)

別表第 29

固相抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、フェノール類である。

1 試薬

(1)～(5) (略)

(6) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)

(7)～(25) (略)

2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水及びアセトンで洗浄し、乾燥したガラス瓶に採取し、満水にして密栓する。試料は、氷冷して輸送し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、試料 1 Lにつき硫酸銅 (5 水塩) 1 g 及びリン酸 (1 + 9) を加えて pH 値を約 4 とし、冷暗所に保存し、72 時間以内に試験する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、残留塩素 1 mg につき アスコルビン酸ナトリウム 0.01～0.02 g 又は試料 1 L につきチオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%) 1～2 ml を加える。

4～7 (略)

別表第 29 の 2

固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、フェノール類である。

1 試薬

(1)～(5) (略)

(6) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)

(7) メチルアルコール

別表第 29 の 1(7) の例による。

(8) (略)

(9) 空気又は窒素ガス

2～7 (略)

別表第 29

固相抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、フェノール類である。

1 試薬

(1)～(5) (略)

(新規)

(6)～(24) (略)

2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水及びアセトンで洗浄し、乾燥したガラス瓶に採取し、満水にして密栓する。試料は、氷冷して輸送し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、試料 1 Lにつき硫酸銅 (5 水塩) 1 g 及びリン酸 (1 + 9) を加えて pH 値を約 4 とし、冷暗所に保存し、72 時間以内に試験する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、残留塩素 1 mg につき 0.01～0.02 g のアスコルビン酸ナトリウムを加える。

4～7 (略)

別表第 29 の 2

固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、フェノール類である。

1 試薬

(1)～(5) (略)

(新規)

(6) メチルアルコール

別表第 29 の 1(6) の例による。

(7) (略)

(8) 空気又は窒素ガス

別表第 29 の 1 (10) の例による。

(10) 臭素酸カリウム・臭化カリウム溶液

別表第 29 の 1 (15) の例による。

(11)~(13) (略)

(14) イソアミルアルコール

別表第 29 の 1 (19) の例による。

(15)~(17) (略)

(18) フェノール標準原液

別表第 29 の 1 (23) の例による。

(19) クロロフェノール標準原液

別表第 29 の 1 (24) の例による。

(20) (略)

2 ~ 7 (略)

別表第 29 の 1 (9) の例による。

(9) 臭素酸カリウム・臭化カリウム溶液

別表第 29 の 1 (14) の例による。

(10)~(12) (略)

(13) イソアミルアルコール

別表第 29 の 1 (18) の例による。

(14)~(16) (略)

(17) フェノール標準原液

別表第 29 の 1 (22) の例による。

(18) クロロフェノール標準原液

別表第 29 の 1 (23) の例による。

(19) (略)

2 ~ 7 (略)